

第2節 地域経済産業グループ	239
1. 2013年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）	239
1. 1. 地域経済産業調査	239
1. 2. 工場立地動向調査	239
1. 3. 2013年度における地域経済産業施策の概要	240
2. 主な地域経済産業施策	241
2. 1. 産業集積の形成促進	241
2. 2. 地域資源を活用した地域活性化	244
2. 3. 福島・被災地の復興	245
2. 4. 地方産業競争力協議会	246

第2節 地域経済産業グループ

1. 2013 年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

地域経済の疲弊が叫ばれるようになって久しいが、2008年9月のいわゆるリーマンショックはいわば追い打ちをかけるように日本経済・地域経済に襲いかかった。また、人口減少・少子高齢化等や、経済のグローバル化等の構造的な課題も依然として重くのしかかっている。さらには、2011年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、日本経済は大きな打撃を受けた。このような厳しい経済情勢の中で、地域大での内発型産業振興や企業の国内立地を促進するための環境整備による産業集積の促進、農林漁業の成長産業化促進や地域資源の活用支援など、2013年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。

1. 1. 地域経済産業調査

(1) 概要

各地方経済産業局（電力・ガス事業北陸支局、沖縄経済産業部を含む）が地域の経済動向を把握するために管内の企業等に対してヒアリングを実施し、2013年度は計4度「地域経済産業調査」の結果を公表した。

定型的調査項目は、業況、生産動向、設備投資、雇用情勢、個人消費など多岐にわたる切り口で設問を設定し、また、調査ごとにその時々の方策課題に対応した調査項目を追加して設定し、多面的な分析を行っている。

（ア）2013年4月～6月期

公表日：2013年7月25日

調査対象事業者数：827

<全体の業況>

- ・各地域の景況判断は、自動車産業を中心として、前期から継続して生産が堅調に推移し、一部に積極的な設備投資を進めようとする動きが見られることから、北海道、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の8地域で、前期より上方修正した。東北、沖縄の2地域は変更なく、下方修正した地域はなかった。
- ・全国的には、「緩やかに持ち直している」とし、前回の調査結果より上方修正となった。

（イ）2013年7月～9月期

公表日：2013年10月24日

調査対象事業者数：815

<全体の業況>

- ・各地域の景況判断は、輸送機械関連や住宅関連の生産が堅調なことから、北海道、関東、北陸で上方修正した。東北、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の7地域で変更はなく、下方修正した地域はなかった。
- ・全国的には、前回の調査結果と同じ「緩やかに持ち直している」となった。

（ウ）2013年10月～12月期

公表日：2014年1月29日

調査対象事業者数：816

<全体の業況>

- ・各地域の景況判断は、輸送機械関連や電子・デバイス関連の生産が堅調なことから、関東、北陸、近畿、中国、四国、九州で上方修正した。北海道、東北、東海、沖縄の4地域で変更はなく、下方修正した地域はなかった。
- ・全国的には、「持ち直している」とし、前回の調査結果より上方修正となった。

（エ）2014年1月～3月期

公表日：2014年4月23日

調査対象事業者数：800

<全体の業況>

- ・消費税率引上げに伴う駆け込み需要の影響や円安の影響が、生産や個人消費でみられた。各地域の景況判断は、北陸、四国、九州で上方修正し、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、沖縄の7地域で変更はなく、下方修正した地域はなかった。
- ・全国的には、前回の調査結果と同じ「持ち直している」となった。

1. 2. 工場立地動向調査

(1) 経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985年からは研究所（民間研究機関で、主として前記4業種に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も

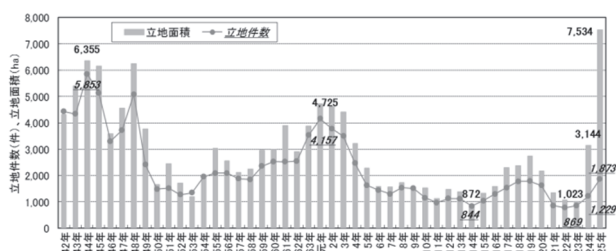
併せて調査している。

(2) 2013 年工場立地動向調査の概要（速報）

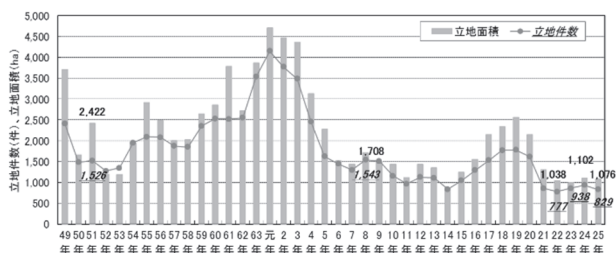
(ア) 全国の工場立地の概況

2013 年の全国の工場立地件数は 1,873 件、工場立地面積は 7,534ha で、工場立地件数については、2010 年を境に 3 年連続の増加となった。

なお、電気業を除いた工場立地件数は 829 件、工場立地面積は 1,076ha であった。



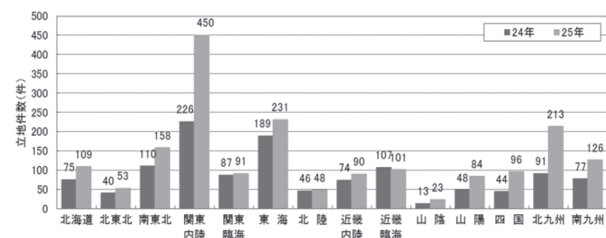
図：全国の工場立地の推移



図：全国の工場立地の推移（電気業を除く）

(イ) 地域別の工場立地の概況

2013 年の立地件数の多かった地域は、上位から順に関東内陸（450 件）、東海（231 件）、北九州（213 件）であった。

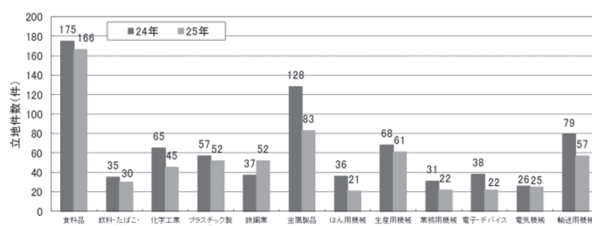


図：地域別工場立地件数の年次比較

(ウ) 業種別の工場立地の概況

製造業の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、多い順に食料品製造業（166 件）、金属製品製造業

（83 件）、生産用機械製造業（61 件）、輸送用機械製造業（57 件）の順となった。



図：主要業種の立地件数の前年との比較

1. 3. 2013 年度における地域経済産業施策の概要

(1) 地域イノベーションの推進、新産業・新事業の創出

地域における継続的な経済成長を実現するには、地域固有の強みを生かし、継続的にイノベーションを創出することが必要である。地域経済産業グループでは各地域におけるイノベーション創出のための“苗床”の形成に資する産学官ネットワークの形成支援や、地域の技術シーズを支える公設研究機関や大学等の基盤整備等を通じて、地域イノベーションの推進及び新産業・新事業の創出のための取組を行った。

(2) 戦略的な産業集積の形成・活性化の促進

地域の強み・地域資源・地域特有の産業構造を活かし、域外市場を獲得できるような競争力ある基幹産業を確立するため、「地域における計画的・戦略的な産業集積形成を促す企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」を大胆に活用し、基礎自治体や都道府県を越えたより広域的な連携を支援した。

また、地域の基幹産業である農林水産業と商工業が連携し、お互いの強みを活かして新たな事業に取り組む「農商工連携」の促進に取り組んだ。「農商工連携」について今後は、食品加工産業、流通事業者等との連携も含め、海外市場も視野に入れた取組を広げていくことが重要である。

(3) 東日本大震災に係る対応

東日本大震災の被災地、とりわけ原発事故の影響を強く受けた福島県に対して、関係省庁と連携し復旧・復興に向けた支援施策を展開した。

地域経済産業グループにおいて、具体的には、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、ふくしま産業復興企業立地支援事業、放射線量測定拠点等整備事業等を実施するとともに、被災12市町村が行う産業団地整備等に対する支援を創設したほか、被災企業への個別訪問、風評払拭のための取組等を実施した。

2. 主な地域経済産業施策

2. 1. 産業集積の形成促進

(1) 「企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」

(ア) 経緯

企業立地等の産業集積により、地域産業活性化を図るため、「企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」が2007年6月に施行された。

同法に基づき、地域は、市町村と都道府県、地元商工団体、大学その他研究機関等による「地域産業活性化協議会」を組織し、作成した基本計画について国の同意を求めることができる。2008年8月には同法の改正法も施行。農林水産関連産業に対する支援策を追加・充実させた。2013年度3月末までに197件の基本計画に同意した。

（参照図：企業立地促進法 基本計画作成状況）

(イ) 概要

企業立地促進法では、各自治体が策定する基本計画のもと、広域連携関係者の強い合意による「地域が主体的に行う意欲的な取組」を支援することで国際的にも競争力のある企業立地環境の整備や多様な産業集積を全国的に形成することを目標としている。

具体的には、5年間で5%の付加価値額の向上等を目標としている。



図：企業立地促進法基本計画策定状況（2014年3月）

(ウ) 活動状況

地域がそれぞれの強みを活かした企業立地環境を整備する取組に対し、以下の諸施策を講じた。

(A) 地域企業立地促進等委託事業

企業立地情報・手続等に関するワンストップサービス窓口の設置を行う。2013年度事業の相談件数は、1,479件であった。また、主に企業や自治体等を対象に、企業立地に関する相談への対応や助言を行い、企業の円滑な国内立地促進、国内空洞化防止等の支援を行った。

(B) 成長産業・企業立地促進等事業費補助金

人材養成活動の支援、ネットワーク構築の支援を行う。2013年度は、50件の取組に対して補助を実施した。

(C) 成長産業・地域企業立地促進等施設整備補助金、電源地域産業関連施設等整備費補助金

貸工場・貸事業場、試作機器等の整備事業に対する支援を行う。2013年度は、12件（成長産業・地域企業立地促進等整備費補助金7件、電源地域産業関連施設等整備

備費補助金 5 件) の取組に対して補助を実施した。

(2) 円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業

(ア) 経緯

2012 年の我が国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、製造業を中心に企業マインドは慎重であり、設備投資が弱い働きとなっていた。特に製造業は、円高、新興国の台頭等により、厳しい競争圧力にさらされ、「空洞化」の懸念が高まっていた。

このような状況の中、2013 年 1 月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、円高やエネルギー制約を克服する観点から、産業競争力強化・空洞化防止に向け、最新設備等の導入を支援するため、設備投資に係る費用の一部を補助する「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業」2,000 億円を 2012 年度補正予算で計上し、事業を実施することになったものである。

(イ) 概要

大幅に資源生産性の改善が見込まれる事業計画又は、コア部品・素材の生産拡大が見込まれる事業計画を実現するための先端生産設備の導入に対して、費用の 1/2 以内（中小企業）又は、1/3 以内（中小企業以外）の補助率で支援を行うものである。本事業には全国から 1,613 件の応募があり、1,004 件の事業を採択した。

(3) 地域新産業戦略推進事業

(ア) 経緯

経済のグローバル化が進展し国際競争が激化する中で、我が国企業の競争優位を確保していくためには、地域の強みや特長、潜在力等を最大限に活用し、地域経済社会を牽引することが期待できる成長可能性が高い新産業・新事業を継続的に創出できる環境を整備することにより、地域経済の活性化、競争力の強化を図ることが重要である。

(イ) 概要

地域の成長戦略による重点化すべき成長産業分野（次世代航空機、次世代自動車、環境、クリエイティブ等）を選定し、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援した。

(4) 地域イノベーションの促進

(ア) 経緯

科学技術研究調査(2012 年 12 月総務省公表)において、大学等の研究が強化される中、公的機関の研究の低迷が明らかとなり、地域における中核的な試験研究機関(公設試)の設備整備を通じて地域企業の研究開発等を支援し、地域イノベーションを促進する必要性が生じていた。

(イ) 概要

このような中、2012 年度補正予算において「地域新産業創出基盤強化事業」を措置し、地域ブロック毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する公設試に、地域が技術的な強みを有する戦略分野を中心とした試験研究・検査設備を整備した。

また、2013 年度補正予算において「地域オープンイノベーション促進事業」を措置し、地域ブロック毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する公設試に、地域が技術的な強みを有する戦略分野を中心とした試験研究・検査設備を整備するための委託事業の契約を行った。

(5) ビジネス・インキュベータ（ＢＩ・新事業支援施設）

(ア) 経緯

地域における内発的な経済発展を促進し、もって我が国経済の活性化を実現するためには、既存技術の更なる高度化を図るとともに、埋もれている技術シーズや新たな発想による新規事業の創出を促進していくことが重要との認識の下、1999 年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ（ＢＩ））の量的拡大に取り組んだ結果、公的機関によるビジネス・インキュベータは全国で約 450 施設（2011 年 3 月末 経済産業省調べ）が整備されている。

(イ) 概要

ビジネス・インキュベータとは、新たな発想や技術シーズを活用した新事業の創出から、事業運営の安定化までの一連の流れを包括的に支援する機能を有した新事業支援施設であり、創業間もない企業等に対し、不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的に、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。ビジネス・インキュベータには、

入居者の様々なサポートを行う専門の支援人材（インキュベーション・マネジャー：IM）が配置されている場合も多く、事業経験の乏しい新規事業者に対し、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。

（ウ）施策

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備・運営するビジネス・インキュベータにおいて、入居者等に対する新事業展開のための総合的なサポートを行うとともに、ソフト支援機能の質的向上を図るため、他のBI、IM、支援機関、大学等との連携による支援ネットワークの構築を進めている。

（7）工業用地・工業用水道の整備促進

（ア）経緯

（A）地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしている。

（B）産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

（イ）概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業（物品

の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用を除く）のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

（ウ）現状

（A）工業用水の需要

2012年現在、工業用水の需要は、使用水量が129.4百万m³/日、補給水量（新たに工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が26.9百万m³/日となっている。また、取水量ベース（2010年現在）で日本の水需要の約19%を占めている。

表：日本の水使用比率（2011年）

農業用水	生活用水	工業用水
67%	14%	19%

出所：平成26年版 日本の水資源 国土交通省

（B）工業用水の回収率

回収率（工業用水使用水量に対する回収水量の割合）は、1965年には36.3%であったが、その後の水使用合理化等の進展により2012年には79.1%まで上昇している。

（C）工業用水の水源

工業用水の淡水補給水量の水源別構成比は2012年現在、工業用水道が42.3%と最大の水源となっており、その他淡水が26.2%、地下水が24.1%、上水道が7.3%となっている。

（D）主な工業用水使用業種

使用水量の多い業種は、化学工業、鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業となっており、補給水量では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業の順になっている。なお、回収率の高い業種は、2012年現在、鉄鋼業（90.5%）、石油・石炭製品製造業（90.2%）、輸送用機械器具製造業（90.1%）で、全体で90%程度の水を循環して使用している。

（E）工業用水道事業の整備状況

2014年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は154であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが152とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は244であり、2014年3月末現在、うち、約55%に当たる134事業が国庫補助金（産炭地域補助を除く）を受けて建設された事業である。

2012年現在、工業用水道事業の給水能力は、全国で21.5

百万 m^3 /日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合8.3%）、愛知県（同7.7%）、静岡県（同6.9%）、福島県（同6.1%）及び茨城県（同5.6%）が上位を占めている。

（エ）工業用水道事業費の補助制度

（A）工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域における工業用水道の建設であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない事業や安定給水確保のための老朽化施設の改築、さらに、I C産業等足早な企業立地に対応した小規模工業用水道の建設に対し補助を行っている。2013年度は、新規3事業、継続22事業に対し補助を行った。

（B）水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構が建設を行っているダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2013年度は、継続3事業に対し補助を行った。

（C）工業用水道事業費補助（強靱化事業）

大規模災害時においても、工業用水の安定的な供給を確保するため、2013年度の第1次補正予算において12億円を計上し、25事業に対し補助を行った。

（D）工業用水道政策小委員会の開催

2014年3月に産業構造審議会地域経済産業分科会第4回工業用水道政策小委員会を開催し、工業用水道政策小委員会報告書「今後の低廉かつ安定的な工業用水供給の実現のために」（2012年6月公表）における提言の進捗状況を確認するとともに、改めて工業用水道事業の現状と課題を整理し、持続可能な工業用水道事業に向けた環境整備等、今後の施策の方向性について審議を行った。

2. 2. 地域資源を活用した地域活性化

（1）農商工連携の促進・植物工場の普及拡大等

多くの地域にとって基幹産業である農林水産業の成長を図っていくために、経済産業省としては、商工業者が有する先進的な技術、経営ノウハウ（販路開拓、マーケティング等）を農林水産業において活用する農商工連携を促進している。

2013年5月21日に、政府において、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討するため、「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置された。2013年12月10日に、同本部において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」がとりまとめられ、農産物・食品の輸出促進に向け、農商工連携を通じた、農業生産・加工・流通・販売システムの構築と海外市場におけるブランド構築への支援が盛り込まれた。

こうした中、経済産業省の予算支援事業としては、東日本大震災による津波等で大きな被害を受けた農林水産業の速やかな復旧・復興を図るとともに、先進的な農林水産業のモデルを日本全国に提案する観点から、2011年度3次補正予算で「先端農商工連携実用化研究事業」を実施したが、引き続き2012及び2013年度予算事業で「先端農業産業化システム実証事業」を実施した。同事業では、例えば被災地における植物工場を利用した農業ビジネスモデルの実証のような、農林水産業と商工業の連携による先端的な農業システムの実証を支援した。

さらに、2013年度予算事業「農業成長産業化実証事業」において、地域に散在する工業技術、商業ネットワーク等を活用し、先端技術を活用したシステム（植物工場等）の実証、効率的な加工・流通等を行う国内外の枠組み等の構築、統一ブランドの構築等の取組を支援した。

また、農林水産省とは「植物工場推進フォーラム」等において共に講演する等、植物工場の普及・拡大に両省が連携して取り組んだ。

（2）沖縄振興対策

（ア）概要

沖縄では、1972年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と3次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。沖縄本土復帰30周年に当たる2002年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加え

た、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいえるべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。

(イ)「沖縄振興特別措置法」

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、2014 年 3 月には「沖縄振興特別措置法」の課税特例に関して所要の措置を講ずる改正がなされた。

(2014 年 4 月 1 日施行) 具体的には、次のような施策を講じた。

(A) 経済金融活性化特別地区の創設（金融業務特別地区の抜本的見直し）

- ・内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄県内の一の地域を指定。
- ・沖縄県知事が「経済金融活性化計画」を策定し、沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業（課税特例の対象業種）を設定。内閣総理大臣が、計画を認定。
- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者（特区の指定日以後の区域内で設立され、対象産業を営むこと等に該当する法人）を認定。
- ・その他の課税の特例措置（投資税額控除、エンジェル控除等）、地方税の課税免除に伴う措置等を規定。

(B) 情報通信産業振興地域等に係る特例措置の変更（地域指定権限・事業認定権限を沖縄県知事へ移譲）

- ・沖縄県知事が情報通信産業振興計画及び国際物流拠点産業集積計画を策定して、情報通信産業振興地域等を指定（従来は国が指定）。
- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定（従来は国が認定）。

(C) 航空機燃料税の軽減措置の拡充

- ・航空機燃料税の軽減措置の適用対象に、沖縄と沖縄以外の本邦地域との間を航行する航空機に加えて、沖縄県内の区域内の各地間を航行する航空機を追加。

2. 3. 福島・被災地の復興

(1) 福島県における産業復興支援

(ア) 概要

東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により、深刻かつ多大な被害を受けた福島県の産業復興のため、福島復興再生特別措置法による支援や、2013 年

度予算及び 2013 年度補正予算等による福島県への企業立地促進、商業回復や風評被害対策への支援等を実施した。

(イ)「福島復興再生特別措置法」

経済産業省は、復興庁とともに「福島復興再生特別措置法」の制定に取り組み、2012 年 3 月 31 日に施行され、当省関係では、次の施策が規定されている。

(A) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置

- ・商標法の特例
- ・地熱発電に係る許認可等の特例

(B) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・（独）中小企業基盤整備機構による工業用地の無償譲渡

(C) 税制上の特例

(a) 課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者）

- ・事業用設備等の特別償却等
- ・被災被用者を雇用している場合の税額控除

(b) 復興特区法の拡充

- ・対象地域の要件緩和（福島県全域を対象とする）
- ・事業用設備等の特別償却等の期間延長等

(ウ) 2013 年度の具体的な取り組み

(A) 予算措置

東日本大震災からの復興等のために措置された予算のうち、福島県内の産業復興に関する地域経済産業グループの事業は以下のとおり。

(a) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地促進による雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、2013 年度当初予算において津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を創設した。

また、2013 年度補正予算において増額を行うとともに、本制度を拡充し、上記の製造業等の立地支援に加えて、自治体等による商業施設整備への支援を措置した。

(b) ふくしま産業復興企業立地支援事業

福島県内の早急な地域経済の復興再生に寄与することを目的に、①福島県内での新增設等を行う企業に対し全国最高の補助率による支援、②工業団地分譲を促進する利子補給を実施した。

(c) 放射線量測定拠点等整備事業

工業製品等の風評被害対策として、工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言を行う専門家チームを派遣する事業を実施した。

(d) 福島再生加速化交付金(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業、原子力災害被災地域事業所整備等支援事業)

復興庁が創設した「福島再生加速化交付金」の事業メニューとして、被災12市町村が行う産業団地や貸事業所の整備等に対する支援を創設した。

(B)その他

(a)被災企業個別訪問

被災地から避難している企業や、被災地への立地に関心を有している企業を直接訪問し、帰還に向けた課題、現状の支援策に対する問題点等についてヒアリングを実施し、施策の企画・立案に反映した。

(b)風評払拭のための取組

経済産業省内で「福島産業復興フェア」を開催するとともに、国際会議や展示会等を活用して、福島県産品のPRを実施した。また、経済界・流通業界に対し、福島県産品の継続的な取扱いによる消費拡大、販売促進について要請を行った。

(c)被災した自治体に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業用地の提供

福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づき、福島県及び相馬市からの要請を受けて、2013年7月、いわき四倉中核工業団地(40.9haの機構持分)を福島県に、相馬中核工業団地(30.5ha)を相馬市に無償で譲渡した。

(2) 東日本大震災被災地における産業復興支援施策

(ア)概要

福島県における産業復興支援のほか、東日本大震災の被災地域の復興を促進するため、以下の取組を実施した。

(イ)支援施策と活動状況

(A)予算措置

(a) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(再掲)

(b) 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金

原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県、栃木県、宮城県)における企業立地の円滑な推進、雇

用の創出を目的に、2012年度当初予算において企業立地補助金を創設し、2013年度も引き続き支援事業を実施した。

(c) 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業

風評被害の払拭のため被災地産品における販路開拓支援に対する補助を実施した。2013年度は、当初予算において2億円を計上し、14件の取組に対し補助を行った。

(d) 先端農業産業化システム実証事業

農林漁業と商工業の連携による先端的農業システムの実証(例えば植物工場を利用した農業ビジネスモデルの実証)に取り組む民間事業者に対し補助を行った。

(e) 東日本大震災被災地におけるソーシャルビジネスの振興

被災地の再生・復興及び、新たな地域産業の構築や雇用の創出に向けて、ソーシャルビジネスの①事業ノウハウの移転促進・支援事業、②新事業創出事業及び③周知、広報に対する補助を実施した。

2. 4. 地方産業競争力協議会

(1) 経緯

2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、地方産業競争力協議会を設置することとされ、「全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会(仮称)」を設置する。同協議会においては、「地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする」こととなった。

この決定を受け、同年10～11月にかけて、北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9つの地域ブロックで、地方自治体を中心に地方産業競争力協議会が設置された。

同時に、各地方産業競争力協議会を政府一丸となってサポートする観点から、地域の戦略の検討及びその後の実行に向けての関係府省の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、議長を内閣官房副長官補に、副議長を内閣官房日本経済再生総合事務局次長及び経済産業省地域経済産業審議官とする地方産業競争力協議会連

絡会議が同年 9 月に設けられた。

(2) 概要

協議会設置後は、各地域ブロックにおいて議論が積み重ねられ、2014 年 3 月に、戦略産業、地域資源、産業人材を柱とする地方版成長戦略が地域ブロック毎に策定された。